

外国学歴・資格評価システムの国際 比較と日本への示唆

東洋大学国際地域学部
芦沢真五



科研費研究プロジェクト(2005年度から2年間)

科学研究費補助金、基盤研究(B)「高等教育における外国成績・資格評価システムの国際比較研究」(研究代表者:芦沢真五—堀江未来)

2005年4月-2007年3月

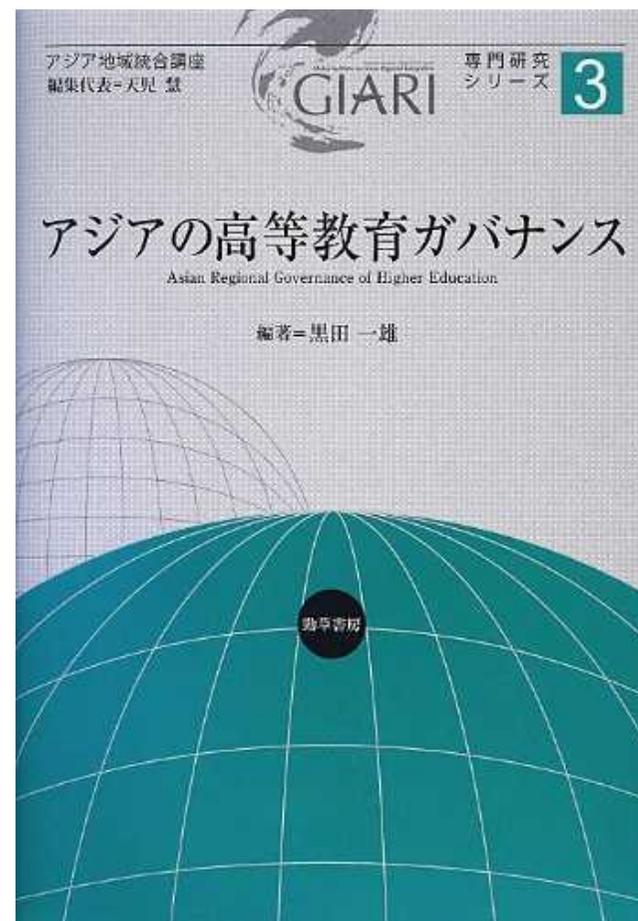
- 1) 国際比較調査
- 2) 国内実態調査

「アジアの高等教育ガバナンス」(2013年)

編著 黒田一雄

第2部「アジアにおける高等教育の多層的展開」

第7章「日中韓における成績・学位・資格評価と地域的連携」(芦沢真五・太田浩・黒田千晴)



国際比較調査

欧州におけるFCE: 議論の背景

Council of Europe/UNESCO Convention on the Recognition of Qualifications (Lisbon, 1997)

- リスボン協定 (**Lisbon Recognition Convention**) が1999年2月から効力を発しているが、外国学歴・資格評価に関し、重要な規程は2001年にリガで合意された、Recommendation on Criteria and Procedures for Assessment of Foreign Qualification である。
- この規程では、欧州域内の学生や卒業生は 公平な扱いを受けられることを前提に“degrees and periods of study must be recognized unless *substantial differences* can be proven by the institution that is charged with recognition.”と規定されている。

＜参考＞「実質的な差異」Substantial Differenceの概念と認証のフローチャート
2012年のEuropean Area of Recognition(EAR) Reportより
黒田一雄編「アジアの高等教育ガバナンス」第7章「日中韓における成績・学位・資格評価と地域的連携」図7-1を参照。

FCEの組織 (ENIC-NARIC)

- **NARIC**

(National Academic Recognition and Information Centers)

ECの主導で1984年に発足した組織で、学生の流動性を確保することを目的にSOCRATES / ERASMUSと連携した取り組みをすすめている。具体的には学歴(成績)・資格やディプロマの評価をメンバー国間で相互におこなうことが目的である。Member: EU諸国, EEA諸国、東欧諸国、キプロスなど30カ国。

- **ENIC** (European Network of National Information Centres on academic recognition and mobility).

Council of EuropeとUNESCOが共同提唱して、NARICと同様の趣旨をもつネットワーク、ENICが1994年に発足した。ENICには欧州全域のほかに、オーストラリア、カナダ、イスラエル、米国など55カ国が参加している。

ENIC-NARICの組織形態と実務

- 欧州各国にENIC-NARICセンターが設置されているが、国によって、設置形態や役割、機能は異なる。当然、活動能力も異なる。
- 殆どのENIC-NARICセンターが国家による財政支援を受けている。イギリスの場合は完全に民間営利機関がNARICセンターとして設置されている。ドイツでは国の傘下組織にNARICの機能が持たれている。
- ほとんどのENIC-NARICセンターは外国学歴・資格に関して大学に情報を提供し、助言をおこなう立場であるが、一部の国（ラトビアやキプロス）ではセンターが大学の合否にかかわる決定をしている。
- オランダの場合、NUFFICがNARICセンターとしての役割を担っている。NUFFICは国家予算により運営されているが、組織上は国からも大学からも独立した運営をしている。

ENIC-NARICの事例研究(オランダの場合) NUFFICの主な業務の一つ(以下の業務の中で 外国学歴・資格評価は大きな位置を占める)

<NUFFICの主たる業務>

- Credential evaluation (年間約10000件)
- Cooperation development & capacity building
- International relations (providing grants to students)
- Policy consultation for government.
- communication and international marketing
- Consultation for individual institutions
- Operating overseas offices

NUFFICによる外国・学歴資格評価(FCE)実務体制

NufficにおけるENIC-NARIC部門の業務は次の3つのカテゴリーに分けられる。25名のスタッフが担当。

1) General Information

2) Credential Evaluation

3) Portfolio (海外から移住者や海外に向かうものに対する資格基準の適用サービス)

このうち、外国学歴・資格評価(Credential Evaluation)を専門におこなうスタッフは約10名(地域ごと)である。

米国における Foreign Credential Evaluation その背景・特徴

- 移民大国
- 高等教育のユニバーサル化、産業化、国際化→留学生受入れ大国(留学生市場・ビジネスの存在)
- 高等教育システムの標準化、高い融通性、開放性
- 教育担当の中央(連邦)省庁が存在しない
 - FCEは評価に利害関係を持つもの(大学、州の免許・審査機関、雇用者等)に委ねられている
 - 専門的な評価機関(者)は、民間セクターのみ
 - FCEの運用基準は当該分野の専門家によって開発され、コンプライアンスは任意
 - 評価者が従うべき法的義務はない→評価者の資質とその評価サービスにおける質と信頼性のばらつき

米国におけるFCEの需要

- 米国への留学・就職希望者（米国外で教育を受けた者：外国人、移民とその子女）
- 留学生や移民の子女を受入れる大学（アドミッション・オフィス）
- 米国外で教育を受けた者を採用しようとする雇用者
- 外国の資格を持つ出願者を審査する州の免許（資格）審査機関（委員会）
- 高等教育機関・各業界及び構成員の質の確保
- ディグリー・ミル、ディプロマ・ミル、証明書偽造業者にかかわる調査

米国におけるFCEの目的

- 個人が提出した外国の学歴・資格証明の有効性及び真偽の確認
- 評価(結果)のエンドユーザーが、外国の学歴・資格を米国の教育システム(条件下)では、どの程度に相当するか(接続、同等性、編入学)を理解できるように支援
- 米国で教育を受けた出願者と米国外で教育を受けた出願者の比較が可能

米国でFCEを行う者(評価機関・団体)

1. 大学(内部評価:学内用)

- 入学の適格性(入学許可)、編入学の段階(2年次、3年次)、
証明書の真偽
- 一般的基準(学位の同等性)と大学独自の基準(質や成績
評価)を併用
- 結果により、入学許可(合否)を判断

2. 民間の団体(外部評価:外部用)

- 個人または第三者の依頼により評価を実施
- 一般的基準(資格のレベルと機能・職務・役割)を使用
- 評価結果は、評価依頼者(評価結果の利用者)へ個別的に
報告
- 評価結果は、多目的に使用され得る

米国FCE 外部評価の限界

<民間機関によるFCEの限界>

- 評価は、レベルと機能(職務・役割)において、(資格)証明書を査定
- 評価は、当該個人の専門的な技能や能力の証拠を示すものではない
- 評価は、当該個人が求める利益・便宜(入学許可、雇用、免許)を得ることを保証するものではない

WES (World Education Services)

- 1974年設立
- 本部：ニューヨーク、他に4支部、トロント(カナダ)
- FCE依頼件数：約100,000件c(北米では最大)
- WENR(無料、オンラインベース、隔月発行)購読者数：8,000以上
- 職員数：107名(評価スタッフ：58名、50言語に対応)
- NACESの設立メンバー
- 大学の教職員(アドミッション・オフィス)向けにFCEや留学生リクルーティングのワークショップ(SD)やカンファレンスを開催

WESにおけるFCEの基盤

- 真正の証明書
- 教育制度とプログラム(課程)に関する最新の情報
- 一貫した評価手法
- 独自のデータベース(AICES)
- 文書(証明書)提出基準を各国別に細かく定めている
(WESのサイトで公開)
- 文書(証明書)はWESの定める方法に従って受理されなければならない
- 文書(証明書)はそれを発行した機関に転送されて検証(真偽の判断)を受ける

2005-2006 科研費 国内実態調査の概要

①調査の目的

- 日本の高等教育機関における外国学歴・資格評価の現状を把握する
- 誰が外国学歴・資格の評価を行っているのか
- どのように評価を行っているのか
- 「試験の成績」と「成績・学位・学歴証明書」の比重

②調査時期・方法

- 調査時期

2005年12月～2006年2月

- 調査方法

質問紙郵送/FAX

インターネット上のアンケートシステム

E-Mailの添付ファイル

2005-2006 科研費 国内実態調査の概要

③ 調査対象・回答者

- 留学生受け入れ主要大学 30校
入試業務担当している156部署に、アンケート用193部を送付
- 回答者: 留学生入試業務に携わっている事務職員(一部教員が回答)

④ 回答数・回答率

大学: 26校/30校

部署: 96部署/156部署

回答部数: 101部/193部(送付数)

• 回答率

52.3%(アンケート回答部数で算出)

2005-2006 科研費 国内実態調査の結果 日本の大学における外国学歴・資格評価の現状

- 留学生選抜において、外国学歴・資格評価はシステマティックに行われおらず、個々の教職員の経験と知識によって、評価されている。
- 外国学歴・資格評価において重視されているのは、証明書の真偽。
- 留学生選抜(入試、書類審査)に教員が深く関与している。

外国学歴・資格評価システムが確立しない背景

- 「入試」で合否判断
- 日本語学校経由で入学
- 研究生制度
- 専門職員の不在(国立大学)

＜参照＞「日本の高等教育における外国成績・資格評価の実施状況」黒田千晴
大阪大学留学生センター論集 (2007)

国際評価研究から日本への示唆 —標準化と競争環境について—

- 国レベル、地域レベルで質保証の対応をはかりつつ、学位（学歴）や成績評価システムの標準化がすすんでいる。
- 個々の大学は、制度の標準化に対応しつつ、独自の教育・研究活動をプロモートしていくことが求められる。
- こうした中で各国における外国学歴・資格評価の進め方が高等教育機関の質保証とどうリンクしているか、に注目すべきである。

日本におけるFCE サービスの展開

1. JAFSA仲介中国のCDGDCのサービス

2. メリット・ファイブを通じたCHSIのデータベース情報の提供

<注1> CDGDCとCHSIのサービスの違いについては、「アジアの高等教育ガバナンス」第7章「日中韓における成績・学位・資格評価と地域的連携」P.192を参照。

<注2> 中国国内に事務所を持つ大学や日本語関係者などは、日本でのサービスを使わなくても、直接、CHSIのデータベースにアクセスすることが可能である。

3. 入試審査業務の一部外部委託

<例> アジア学生文化協会 (ABK)

JAFSAを通じた中国の学歴・資格評価(CDGDC)サービス

JAFSAが仲介する形で、中国のCDGDCのサービスを提供するもの。以下15校が加盟している。

<関東>大妻女子大学、工学院大学、尚美学園大学、東海大学、明海大学、明治大学

<中部>豊橋技術科学大学、名古屋大学、名古屋市立大学

<近畿>大阪国際大学、神戸大学

<中国>岡山大学、広島工業大学

<四国>松山大学

<九州・沖縄>福岡大学

<注> JAFSAが利用実態にかかわるアンケート調査を実施している。

CHSIデータベースへのアクセス

- 中国政府教育部の「中国高等教育学生信息网(CHSI:中国高等教育学生情報ネット)」にアクセスすることで、卒業証書などの真偽を確認することができる。
- 日本国内では、株式会社メリットファイブに委託する形で、このサービスを受けることも可能。

<注> CHSIが学位認証ができないため、大学院の入学資格審査にはCDGDCが適している。「会考」(高卒認定試験)のデータはCHSIを通じてのみ確認できる、などの違いがある。

したがって、一つの大学でも学部審査にCHSIを使い、大学院審査にCDGDCを使う、という使い分けも起こりうる。

入学審査アウトソースの事例

公益財団法人 アジア学生文化協会 (ABK)

2013年度 学歴(入学資格等)判定実績

A大学 学部学歴判定	60件
A大学 英語コース学歴判定	76件
B大学 学部学歴判定	65件
C大学院 学歴判定	31件

合計 232件

外国人留学生受け入れ促進のための ABK アドミッション総合サポート

大学の世界戦略は
アドミッションの強化から

外国人留学生受け入れのあらゆる局面でのトータルサポート。

公益財団法人アジア学生文化協会 (ABK) では、長年外国人留学生を受け入れてきた実績のもとに日本の高等教育機関への外国人留学生受け入れ支援業務を行っています。海外での広報活動から入学後のオリエンテーション実施まで、外国人留学生受け入れのあらゆる局面でのトータルサポートを行います。

外国人留学生受け入れフロー

外国人留学生受け入れの各フェーズ

ABKが提供するサポート業務

広報

国内、海外

募集広報支援業務

願書受付

志願書、各証明書類、
オンライン出願データ

学歴・入学資格判定支援業務

願書処理

書類内容チェック、学歴、各種試験
の確認、特定、志願者への問い合わせ

志願処理支援業務

選考、合否判定、入学手続き

入学審査アウトソースの事例

公益財団法人 アジア学生文化協会 (ABK)

日本国内の3大学の留学生入試の資格審査を請け負っている。

1) 書類審査(入学資格審査)

12年学歴相当の判断・確認に大きな比重がある。

- 複数の教育システムを渡り歩いた複雑なケースも。
- 米国などにおけるアクレディテーション機関の多様化にどこまで対応するか？

2) 真偽の調査

真偽の審査は各種の資料に基づき実施。中国については大学の方針に基づき、どのレベルの調査をするかを決定する(大学の方針によりCDGDCを使うケースもある)。

入学審査ABKにおける学歴・入学資格判定 判断が難しい事例<判定レポートの概要>

- 1) 志願者A氏はカナダのO州の高校を卒業しており、当州は統一試験がないため、高校の卒業(修了)証明が提出されています。成績証明書を見ると、高校卒業に必要な単位数は満たしているが(=30 credits)、O州における大学受験資格を満たしているかどうか微妙である。
- 2) O州における、大学受験には成績証明書に示されている「Course Code」の左から4つ目、5つ目が“4U”または“4M”であるものを合わせて6科目取得している必要がある。この条件をA氏は満たしていない。
- 3) ただし、A氏は、Italian(科目名): LWIDU1(Course Code) とSpanish: LWSDU1を取得している。このCourse Codeを示す“DU”は、Grade12のUniversity Preparationの科目であり、これを“4U”または“4M”と同等であると見なせば、大学受験資格があること判断される。
- 4) ちなみに、O州にあるB大学に当志願者の受験資格について聞き取りをしたところ、「受験資格を認める」とのことであった。
→最終決定はあくまでも志願書を受け付けた大学がおこなう。

日本におけるFCEのあり方について(入試審査業務における検討課題)

1. 就学年数の判定:「悪しき平等主義」との批判も。

＜就学年数について検討課題の例＞

- 10年で高校を卒業している場合、大学2年を修了しないと日本の大学に入学できないケースもある(大学だけでなく日本語別科も12年の課程修了者が入学要件となっている)。
- 日本国内では、専修学校(高等課程)は大学受験資格はある。卒業は12年学歴に通算される。では、中国などの職業学校の在籍期間を通算できるか？
- 日本語学校に設置されている大学進学準備教育課程(高校3年目の教育を実施)の実情把握はおこなわれているか？

2. 標準テストの活用をどこまでおこなうか？

- 中国の「高考」などの標準テストを選考基準としてどこまで活用するか？

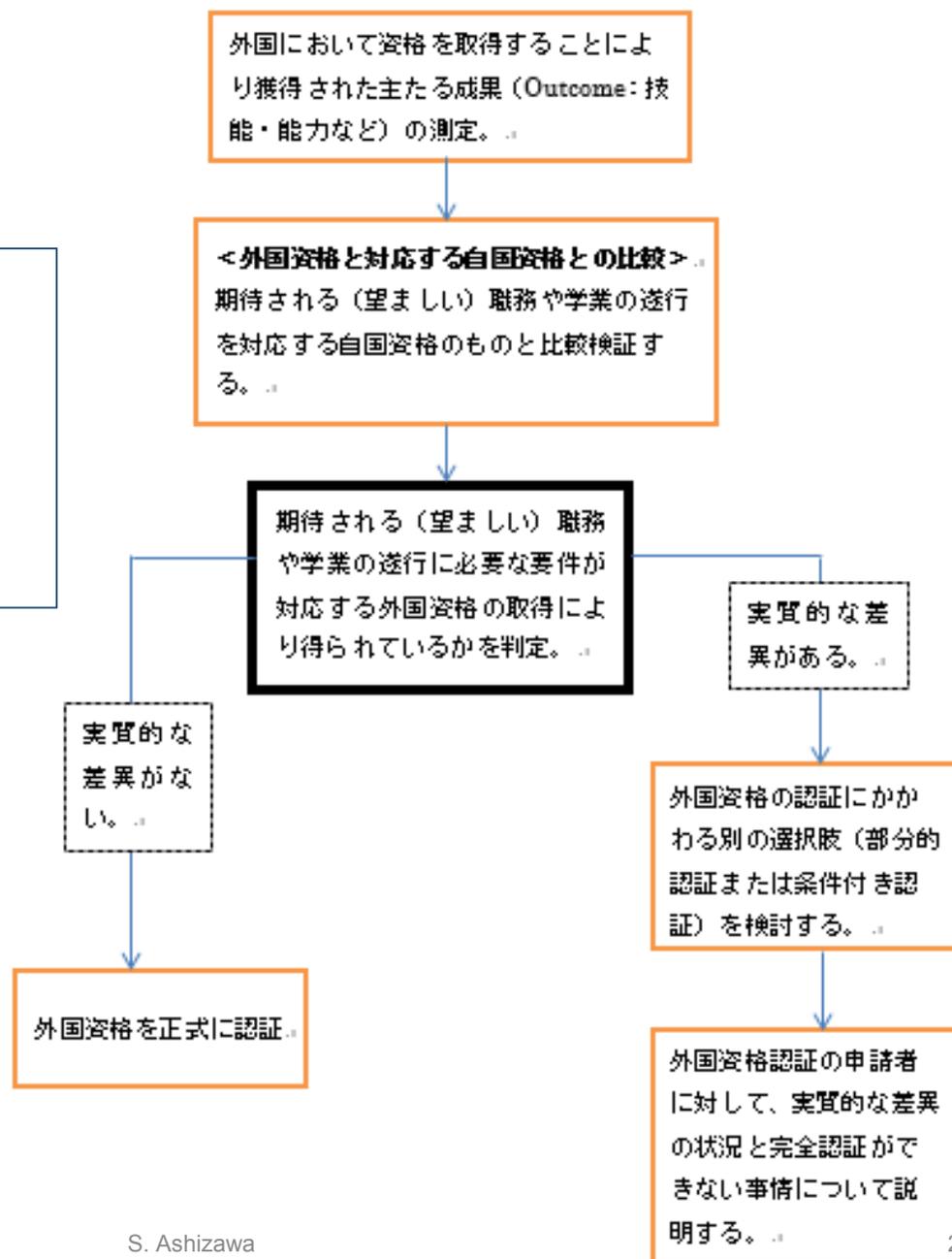
日本におけるFCEのあり方(将来設計)について(検討課題)

- 日本における高等教育機関におけるより正確なニーズ把握
- 競争環境にある世界の高等教育機関との比較(入試システムなど)
- 運営可能なFCEシステムの検証
- Centralized or Decentralized
- 経費負担のあり方(受益者負担か?)
申請者個人の負担か?
または大学にとる負担か?
- アウトソース型組織はどこまで発展するか?

「実質的な差異」 の概念

「実質的な差異」Substantial
Differenceの概念と認証のフ
ローチャート

2012年のEuropean Area of
Recognition(EAR) Reportより



日本の現状 FCEがなぜ重視されてこなかったか？

<志願者のプロフィール>

1. 日本の大学に在籍する留学生の大半が、中国(60.4%)と韓国(11.3%)の出身である。
2. 入学志願者のほとんどが日本語学校在籍者または研究生(国立大学の大学院に多くみられる)。

国内入試に依存し、
渡日前受験が拡大しない。
(G30などによる英語コースを除くと、
海外からの直接出願が定着していない。)

- 「日本がアジアの教育ハブになれない」と指摘されている要因の一つはここにあるのではないか？
- 中国と韓国からの留学生に依存する状況ではFCEシステムの必要性が十分に認識されない。

日本の将来：FCEがなぜ必要か？

<志願者のプロフィール>

1. 多様な国からの受験者
2. 多様なバックグラウンドを持つ志願者
3. 国際編入制度の積極的な運用による志願者増大
4. 海外大学の分校などで留学生の受け入れ

渡日前受験(直接出願による国際編入を含む)を英語学位コース以外にも拡大、発展させる。

多様な国からの留学生、多様なバックグラウンドをもつ学生の受け入れにはFCEは不可欠である。

誰が外国学歴・資格を評価すべきか？誰がコストを支払うべきか？

	評価機関	費用負担	課題
欧州モデル	国ごとに公的な評価機関 (ENIC-NARIC) を設置	公的機関が運営するケースがほとんど	将来において公的負担が増大する可能性が大きい。
米国モデル	WESなど民間機関による評価	個人(留学希望者など)	質保証に連邦政府が関与していない。
日本における民間委託モデル (ABK方式)	民間機関による評価	委託契約により大学が負担	結果的に公的負担が依存する可能性が大きい(公的補助金が使われると仮定)。また、FCEの質保証に政府が関与しないことになる。

Thank you for your attention!!

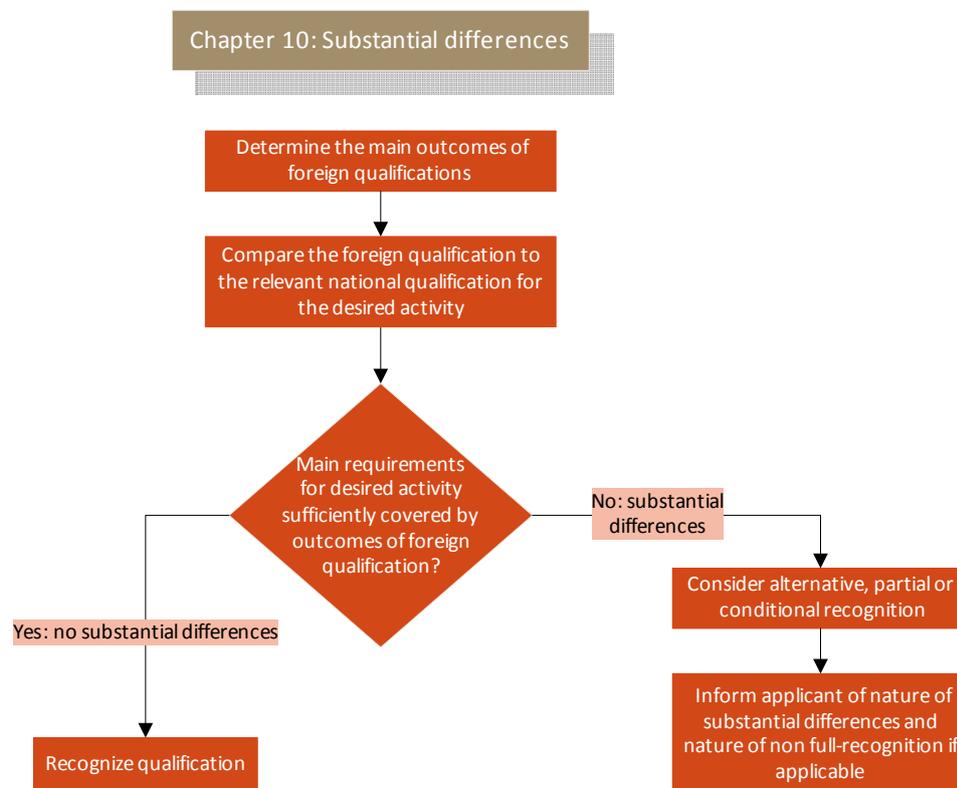
東洋大学 国際地域学部

芦沢真五

ashizawa@toyo.jp

Substantial Differences

<出典> the EAR Manual, Chapter 10, European Area of Recognition (EAR) Project, European Commission (2012)



INTRODUCTION

The concept of substantial differences is one of the key features of the Lisbon Recognition Convention and is described as follows: “Foreign qualifications shall be recognized *unless* there is a substantial difference between the foreign qualification for which recognition is sought and the corresponding qualification of the host country”.

Substantial differences are differences between the foreign qualification and the required qualification that are so significant, that it would prevent the applicant to succeed in the desired activity such as further study, research activities or employment.

The burden of proof of a substantial difference lies with the competent recognition authority of the host country and the accompanying guidelines are as follows:

- not every difference should be considered as a “substantial” one;
- the existence of a substantial difference entails no obligation not to recognize the foreign qualification;
- the difference should be substantial in relation to the function of the qualification and the purpose for which recognition is sought.

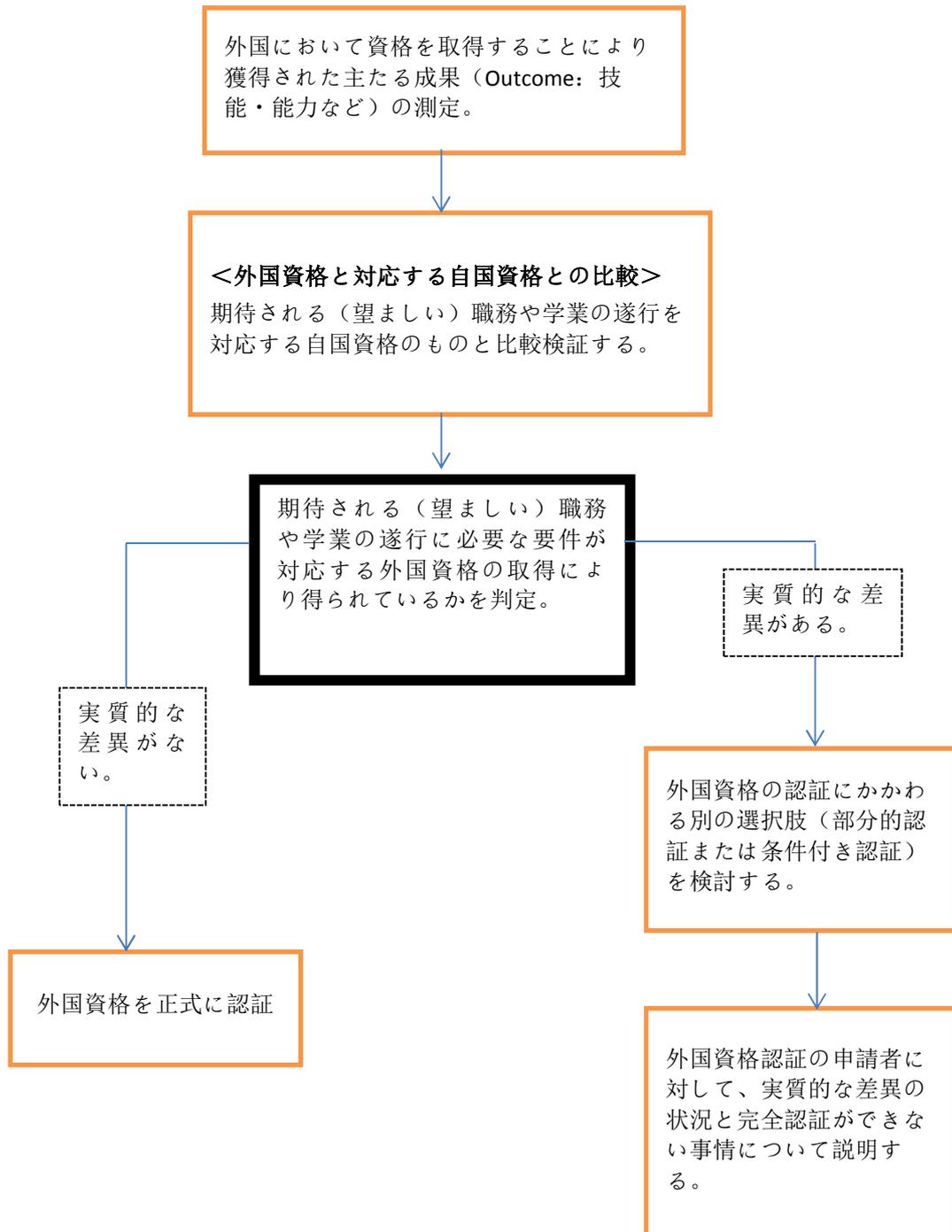
By only focusing on the five key elements that together make up a qualification (level, workload, quality, profile and learning outcomes) and by only taking into account substantial differences, competent recognition authorities transformed their approach from looking for “Equality” of qualifications to granting “Recognition” by accepting non-substantial differences.

Differences in attitudes to recognition and to the interpretation of substantial differences persist. The ENIC and NARIC Networks promote flexible attitudes and to move away from rigid and legalistic interpretations.

The interpretation of substantial differences is very much linked to the overall outcome of a qualification, programme and/or programme components, since this determines whether the applicant has been prepared sufficiently for the desired activity. A difference that is only related to input criteria (such as duration and structure of the programme) is not likely to have a direct effect on the abilities of the applicant, and should therefore not be considered automatically as a substantial difference.

The recommendations given in this chapter, combined with the necessary flexibility and willingness of competent recognition authorities to provide fair recognition, should lead to more convergence in this very important aspect of the Lisbon Recognition Convention.

図1：「実質的な差異」の概念と認証のフローチャート



<出典>the EAR Manual, Chapter 10, European Area of Recognition (EAR) Project, European Commission (2012) （翻訳：芦沢, 太田）